

お客さま 各位

令和元年 8月7日

イオンペット株式会社

## 消費者庁からの課徴金納付命令について

弊社は、平成31年4月3日に消費者庁より不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けた件に関して、令和元年8月7日、消費者庁より同法第8条第1項に基づく課徴金納付命令を受けました。

お客さまをはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこととお詫び申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先 \_\_\_\_\_  
[お客さまのお問い合わせ先] イオンペットお客さま相談窓口 0120-944-102  
(受付平日10時～18時)